

第2回尼崎市都市計画審議会

諮 問

令和8年2月6日

尼崎市都市計画審議会

第2回尼崎市都市計画審議会議案目録

区 分	件 名	備 考	ページ
諮 問 第 2 号	阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（兵庫県決定）について		諮 2-1
諮 問 第 3 号	阪神間都市計画区域区分の変更（兵庫県決定）について		諮 3-1
諮 問 第 4 号	阪神間都市計画都市再開発の方針の変更（兵庫県決定）について		諮 4-1
諮 問 第 5 号	阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（兵庫県決定）について		諮 5-1
諮 問 第 6 号	阪神間都市計画防災街区整備方針の変更（兵庫県決定）について		諮 6-1

阪神地域都市計画区域マスタープラン等の変更（兵庫県決定）について

1 はじめに

都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）は、都市計画法第6条の2に規定する法定計画で、都市計画区域（阪神、播磨東部、播磨西部、但馬、丹波、淡路の6地域）ごとに兵庫県が都市計画として定めている。

現在の都市計画区域マスタープランは、関連する市街化区域と市街化調整区域の区分（区域区分）及び都市再開発の方針等とともに、令和3（2021）年3月に改定されたものであるが、兵庫県は、概ね5年ごとに定期的な見直しを行っており、令和5（2023）年12月に「都市計画区域マスタープラン見直し基本方針」を策定し、令和7（2025）年度末の改定に向けて見直しを進めている。

この度、兵庫県から本市へ兵庫県案に対する意見照会があり、回答に先立って本審議会に諮問を行うものである。

2 これまでの経緯

年度	時期	区域マスタープラン	区域区分	都市再開発方針等
令和 6年度	5月	—	<u>市都市計画審議会委員 個別報告</u>	—
	6月	—	市素案公表・意見募集	—
	11月	—	<u>市都市計画審議会（報告）</u>	
	1月	—	—	市素案公表・意見募集
	3月	—	市案の申出	—
令和 7年度	4月	—	—	<u>市都市計画審議会（報告）</u> 市案の申出
	5月	県素案作成		
	6月～7月	県による説明会・公聴会		
	11月	県原案作成 <u>市都市計画審議会（事前説明）</u> 案の縦覧		
	2月	<u>市都市計画審議会（諮問）</u>		

3 案の縦覧結果

縦覧期間 令和7年11月25日～12月9日
 縦覧者 0名
 意見書の提出 2件（2名）（尼崎市域についての意見はなし）
 ホームページ閲覧 403回（兵庫県ホームページ（6地域合計）
 8回（尼崎市ホームページ（庁内利用除く））

4 今後の予定

令和8年 2月 県都市計画審議会（付議）
3月 県都市計画決定告示

以 上